

平成 30 年 5 月 15 日

各 位

大阪協栄信用組合

金融円滑化に向けた体制及び取組み状況について

大阪協栄信用組合（理事長：船曳真吾）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行を受け、中小企業の皆さまの資金繰りや返済条件の変更等に関する相談に対し、スピーディかつ、きめ細やかな対応を行うための基本方針・規程等を定めています。

つきましては、体制および貸付条件の変更等の実績（平成 21 年 12 月 4 日から平成 30 年 3 月末までの累積実績）をお知らせいたします。

記

1. 基本方針

中小企業者等への円滑な金融仲介機能の発揮をめざして積極的な融資運用を展開するため、以下のとおり、金融円滑化管理規程を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組みます。

2. 金融円滑化管理規程

第 1 条（金融円滑化管理の目的）

金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、適切なリスク管理の下、積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的とします。

第 2 条（金融円滑化管理態勢）

- (1) 理事会は金融円滑化管理に関する重要事項を審議し、その態勢の構築・推進状況を管理します。
- (2) 金融円滑化管理の統括部署は審査監理部とし、金融円滑化管理責任者は審査監理担当役員もしくは審査監理部長とします。

- (3) 金融円滑化管理担当者は審査監理部長とし、金融円滑化に関する申込・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努めます。
- (4) 営業店における管理責任者は営業店長とし、副部店長又は営業担当次長（管理担当者）を相談窓口とします。
- (5) 金融円滑化管理責任者は相談等についてリスク管理委員会又は理事会に報告し、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたります。

第 3 条（中小企業金融円滑化法に基づく開示及び当局への報告）

貸付条件等の変更の申込み及びその実行等の実施状況を半年毎に開示・報告します。

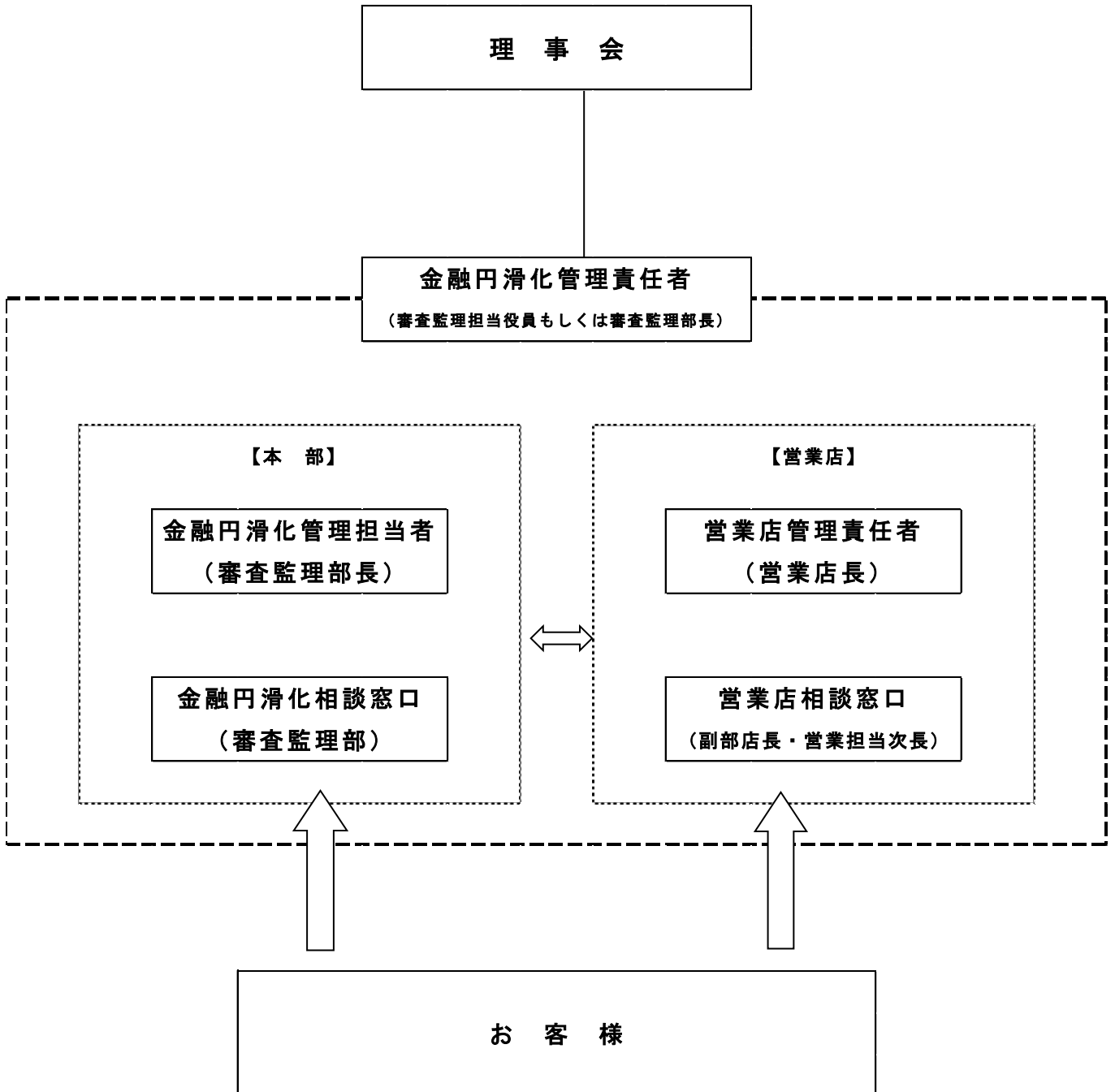
第 4 条（金融円滑化管理の実施）

- (1) 中小企業者等の事業活動の円滑な遂行を図る観点から、融資条件の変更等負担の軽減の申込みがあった場合は事業についての改善もしくは再生の可能性を十分検討して、その可能性があればできる限り適切な対応を行いません。
- (2) 原則既往融資先を月一回以上訪問し、業績の現況と見通しについて聴取し業況等の確認を行うと同時に適切な経営指導・アドバイスに努めます。
- (3) 債務者から貸付の条件変更等に関する相談を受けた場合には、当該相談に真摯に対応し、その申込みを妨げず、条件変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して当該申込みを取り下げません。
- (4) 貸付の条件変更等に条件を付す場合には、その内容を可能な限り速やかに債務者に提示し、十分に説明することとします。
- (5) 貸付の条件変更等の申込みを謝絶する場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明することとします。
- (6) 貸付の条件の変更等の申込みを謝絶した場合又は当該申込みを取り下げた場合には、当該謝絶に至った理由を可能な限り具体的に記録し、保存します。
- (7) 貸付条件変更等に関する苦情相談を受けた場合はその内容を可能な限り具体的に記録し、保存します。

第 5 条（改廃）

本方針及び規程の改廃は、理事会の承認を得て行います。

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



3. 相談受付体制の整備について

金融円滑化に関する相談受付に対する取組みを強化するため、相談受付窓口を本部および営業店に設置し、営業店に受付担当者を配置しています。

本部：審査監理部

営業店：副部店長および営業担当次長

・ご相談窓口について

金融機関営業日は各お取引店舗におきまして、ご返済に関するご相談を窓口または電話にて受付いたします。また、本部（審査監理部）でも、電話によるご相談を受付しております。

受付時間

窓口でのご相談受付 午前9時 ～ 午後3時

電話でのご相談受付 午前9時 ～ 午後3時

* 但し、土曜日・日曜日、国民の祝日および年末年始（12月31日～1月3日）は休業いたします。

・本部相談窓口

本部（審査監理部）	大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	06-6644-6102
-----------	-------------------	--------------

4. コンサルティング機能の発揮について

原則既往融資先を月一回以上訪問し、業績の現況と見通しについて聴取し業況等の確認を行うと同時に適切な経営指導・アドバイスに努めます。

○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額

〔債務者が中小企業である場合〕

(単位:百万円)

	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	28,790	94,006	150,342	199,139	230,358	257,539	280,453	306,064	321,544
うち、実行に係る貸付債権の金額	24,178	85,297	136,730	184,040	215,976	243,545	265,917	288,434	306,794
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	1,162	3,088	6,190	6,563	6,580	6,848	6,848	6,848	6,848
うち、審査中の貸付債権の金額	2,625	2,723	3,402	3,634	1,753	1,059	757	3,491	601
うち、取下げに係る貸付債権の金額	823	2,895	4,018	4,901	6,048	6,086	6,929	7,289	7,299

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	131	466	792	966	1,101	1,162	1,206	1,280	1,383
うち、実行に係る貸付債権の金額	55	382	634	798	905	943	988	1,046	1,162
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	6	6	26	70	79	79	79	82	82
うち、審査中の貸付債権の金額	5	7	61	8	26	26	26	38	25
うち、取下げに係る貸付債権の金額	63	70	70	88	88	112	112	112	112

○ 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業である場合〕

(単位:件)

	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	406	1,279	1,961	2,542	3,029	3,401	3,718	3,988	4,190
うち、実行に係る貸付債権の数	317	1,129	1,769	2,331	2,805	3,174	3,484	3,738	3,947
うち、謝絶に係る貸付債権の数	8	39	63	69	73	77	77	77	77
うち、審査中の貸付債権の数	61	51	39	37	25	21	20	28	20
うち、取下げに係る貸付債権の数	20	60	90	105	126	129	137	145	146

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	6	26	44	54	61	65	68	74	82
うち、実行に係る貸付債権の数	1	20	34	43	49	51	54	58	67
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	2	5	6	6	6	7	7
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	4	1	1	1	1	2	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	4	4	5	5	7	7	7	7

以上